

何かできること、思いを形に、あなたの「やりたい！」をサポートします。

令和4年度分
スタート!

活動補助金の申請



手続きは3段階!

詳しくは、裏面をご覧ください。



①申請書
提出

審査

交付
決定

活動

②実施
報告

審査

③請求

補助金
交付

春日市民を対象に実施する事業

春日市市民活動 活性化事業補助金

市民活動の活性化や、協働のまちづくりを実現するために、ボランティア活動や特定非営利活動など、身近なまちづくり活動を支援します。

複数の市民が行う「市民公益活動」に要する経費の一部を補助します。

市民公益活動って?

「住みよいまち」をつくるための
自主的・自発的な活動



【申請・問合せ先】

春日市 地域づくり課 協働推進・文化振興担当

FAX:092-584-1153

メール: tiiki@city.kasuga.fukuoka.jp

メールはこちら!



環境活動に関する団体はこちら

春日市環境保全 活動事業補助金

環境保全やその啓発を目的として団体が自主的に活動を行う場合に、団体の育成や環境保全活動の活性化を目指してその経費の一部を助成します。

どのような活動が対象になるか
ぜひ一度お問い合わせください。



【申請・問合せ先】

春日市 環境課 環境保全担当

FAX:092-584-1147

メール: kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp

メールはこちら!



〒816-8501 春日市原町3-1-5

電話:092-584-1111(代表) 上記【申請・問合せ先】担当名をお伝えください。

①春日市市民活動活性化事業補助金

▼対象事業

地域福祉、健康増進、子育て、防犯、防災、生涯学習、文化振興、国際交流、男女共同参画など
※過去に同一内容で交付を受けた事業は対象になりません。

▼対象団体

春日市内に活動拠点がある

1年以上活動実績がある

団体構成員が5人以上

活動が団体構成員以外にも開かれている

1年以上 活動実績がある団体で、公開講座や市民を募集対象とするものなど、広く市民に開かれている活動



健康増進



防災



話し方講座



セミナー

▼補助対象期間

交付決定を受けた日から令和5年2月28日（火）まで

▼補助金額

上限20万円まで

▽補助金交付対象経費の合計額が5万円以下の場合：全額

▽補助金交付対象経費の合計額が5万円を超える場合：

5万円を超える額の2分の1に5万円を加えた額

※補助対象とならない経費もあります。詳しくはお問い合わせください。

▼申込み

令和4年4月11日（月）から12月28日（水）まで

▼申請・問合せ先

春日市 地域生活部 地域づくり課 協働推進・文化振興担当

様式はこちらから→



②春日市環境保全活動事業補助制度

▼対象事業

自然環境の保全、緑化の推進、省エネ、ごみの発生回避、生物多様性など
※同一団体の同一事業については、3年間活用できます。



自然学習

▼対象団体

良好な環境の保全、創造のための活動を行う団体

市内に事務を行う場所があるか、主として市内で活動する団体

規約などがある団体

5人以上の団体

政治活動、宗教活動、営利目的、暴力団、暴力団と密接な関係ではない団体



緑化活動

▼補助対象期間

交付決定を受けた日から令和5年3月31日（金）まで



環境講座

▼補助金額

対象経費の合計または10万円のうち、いずれか低い額（千円未満切捨て）

▼申込み

令和4年4月1日（金）から12月9日（金）まで

▼申請・問合せ先

春日市 地域生活部 環境課 環境保全担当

様式はこちらから→

